

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 参照条文目次

二一	国民年金法（昭和二十四年法律第四百一十一号）（抄）	1
二二	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第四百一十五号）（抄）	13
二三	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）	19
二四	健康保険法（大正二十一年法律第七十号）（抄）	21
二五	船員保険法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	22
二六	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）	22
二七	私立学校職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）	23
二八	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	23
二九	地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	24
三〇	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）	25
三一	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）	25
三二	特別児童扶養手当法（昭和四十二年法律第二百三十五号）（抄）	25
三三	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）（抄）	26
三四	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組 法等を廃止する等の法律（平成十六年法律第六十六号）（抄）	26
三五	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二二号）（抄）	27
三六	年金生活者支援助給金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二二号）（抄）	27
三七	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二 十五年法律第六十三号）以下「平成十九年法律第九号」（抄）	27
三八	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）	31
三九	国立大学法人法（平成十五年法律第一百九号）（抄）	32
四〇	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	32
四一	私立学校教育法（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）	32
四二	学校教育法等（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）	32
四三	国民年金法等（昭和二十四年法律第二百七十七号）（抄）	33
四四	租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）	34
四五	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）	35
四六	平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ	

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案参照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（管掌）

第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）^{（一）}、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）^{（二）}に行わせることができる。

3 （略）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づき老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）^{（一）}を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）

三 被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2 前項第三号の規定の適用上、主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定に關し必要事項は、政令で定める。

3 前項の規定は、適用しない。行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（未支給年金）

第十九条 年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその

者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者が死亡したとき、その者が生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族基礎年金の受給権者であつたときは、その者の死亡の当時当該遺族基礎年金の支給要件となり、又はその額の加算の対象となつていた被保険者又は被保険者であつた者の第一項の場合に規定する子とみなす。

3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

4 未支給の年金を受けるときは、その順位は、第一項に規定する順序による。

5 額 未支給の年金を受けるときは、その一人のした請求は、全員のたためその全額につきしたものとみなし、その一人に對してした支給は、全員に對してしたものとみなす。

第三十七條 (支給要件)

その者の妻又は子に支給する、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その死亡の前日において、死亡の属する月の前々までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者が、死亡したとき。

二 被保険者が、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものが死亡したとき。

三 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき。

四 第二十六條ただし書に該当しないものが、死亡したとき。

第三十七條 (遺族の範囲)

第三十七條の二 遺族基礎年金を受けるときは、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子(以下単に「妻」又は「子」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻又は子によつて生計を維持し、かつ、次号に掲げる要件に該当する子と生計を同じくすること。

二 子に對しては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで間にあるか又は二十歳未満であつて、障害等級に該當する障害の狀態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。前項の規定の適用に
ついては、将来に向かつて、その子は、被保險者又は被保險者であつた者が生きたときは、前項の規定の適用に
計を維持していたものとみなし、妻は、その者の死亡の當時その子と生計を同じくしていたものとみなす。
第一項の規定の適用上、被保險者又は被保險者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に關
し必要な事項は、政令で定める。

第四 (支給要件)

第四十九條 寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保險者として被
保險者期間に係る第九條の納付期間と納付料に納付した期間を合算した期間が二十五年以上である夫(保險料
納付の期間又は第九條の納付期間に納付した期間を合算した期間が二十五年以上である夫)の死亡の當時被保險者として
以外に、保險料を納付した期間に納付した期間を合算した期間が二十五年以上である夫(保險料納付の期間又は第九條
維持し、かつ、夫との婚姻關係に届出をしていないが、事實に婚姻關係と同様の事情がある場合を含む)が
金(第十條以上第六十五條未滿のとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき)は、この限りでない。
又は第三十七條の第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第三項中「被保險者
六十歳未滿の妻に支給する寡婦年金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の
属する月の翌月からその支給を始める。

第五 (支給要件)

第五十二條 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保險者とし
て被保險者期間に係る第九條の納付期間と納付料に納付した期間が二十五年以上である夫(保險料納付の期間又は第九條
の相する月半額を合算した月数が三十分以上である者が死亡した場合は、その者に遺族がある
と、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けた者が遺族がある
死亡の規定は、この限りでない。ただし、その一時金は、次の各号のいずれかに該當するときは、支給しない。
一 前項の規定は、死亡日におい
一 死亡した者の死亡日におい
一 前項の規定は、死亡日におい
一 死亡した者の死亡日におい

<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>	<p>第九十條 次の各号の規定にかかわらず、この法律で定める高等以下の生徒等に適用せらるる期間又は学校教育の厚労働大臣は、次条及び第九十條の三にお</p>
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

につぎ、既に納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付する
 こと、要しないものとし、申請の日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する期間を除
 全額免除期間（第九十四條第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除
 く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しな
 いときは、この限りでない。
 一、前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする
 。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以下で
 あるとき。
 二、被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援
 助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
 三、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、前年の所得が政令で定める
 額以下であるとき。
 四、地方税法に定める寡婦であつて、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
 五、保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある
 とき。
 二、前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、そ
 の処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。
 三、第一項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときは、厚生労働大臣
 は、当該申請があつた日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができ
 る。
 四、第一項第一号、第三号及び第四号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
 第九十條の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その
 指定する期間（前條第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受けた期間又は学生等である期間
 若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三條第一項
 の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日
 以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する期間を除く。
 一、前年の所得が、偶々、その者の扶養親族等の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。た
 だ、前年の所得が、その者の扶養親族等の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間又は学生等であつた期間に限る。この係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請の日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第九十条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 第九十条第一項第二号が著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（督促及び滞納処分）

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 6 （略）

（延滞金）

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該督促が保険料に係るものであるときは、当該督促が保険料に課税の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるときは、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない）。

2 5 （略）

（国民年金事務組合）

せるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号の規定に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七條第二項の規定による承認並びに附則第五條第一項及び第二項の規定による申請の受理

二 第十條第一項の規定による承認及び第二項の規定による申請の受理

三 第十二條第四項（第五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理及び第十條第五項の規定による届出の受理

四 第十三條第一項（附則第五條第四項において準用する場合を含む。）及び附則第七條の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五 第十六條（附則第九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理

六 第二十條第二項の規定による申請の受理

七 第二十二條第二項の規定による申請の受理

八 第二十八條第一項（附則第九條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

九 第三十條第二項及び第三十條の四第二項の規定による請求の受理

十 第三十三條第二項及び第三十三條の四第二項の規定による請求の受理

十一 第三十四條第二項及び第三十四條の四第二項の規定による請求の受理

十二 第三十七條第二項及び第三十七條の四第二項の規定による申請を含む。の規定による認定

十三 第四十一條の二並びに第四十二條第一項及び第二項の規定による申請の受理

十四 第四十六條第一項の規定による申請の受理

十五 第四十七條の二並びに第四十九條第一項及び第二項の規定による申請の受理

十六 第九條第一項、第九條の二並びに第十條の二第三項から第三項までの申請を含む。の規定による指定を除く。の受理及び第九條第三項（第九條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

十七 第九十二條の二の二規定による申請の受理及び第九十二條の二の二規定による申請の受理

十八 第九十二條の三の二規定による申請の受理及び第九十二條の三の二規定による申請の受理

十九 第九十二條の四の二規定による申請の受理及び第九十二條の四の二規定による申請の受理

二十 第九十二條の五の二規定による申請の受理及び第九十二條の五の二規定による申請の受理

二十一 第九十二條の五の二規定による申請の受理及び第九十二條の五の二規定による申請の受理

2 一の機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分（以下
 果的に行うため必要がある。その認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権
 限の行使に必要ない情報提供による求めに、厚生労働大臣自らその全部若しくは一部を認めること、又は機
 3 災その他の事由により、前項の規定による求めに係る事務の全部若しくは一部を行ふものとする。困難若しくは
 不適当となつたことにより、同項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行ふものとする。

4 又は厚生労働大臣は、前項の規定により、自ら行つて、又は第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行
 5 と、又は厚生労働大臣は、前項の規定により、自ら行つて、又は第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行
 6 納処分等を行うこととなる旨の特定により、厚生労働省令で定める事項の全部若しくは一部を行ふこととし
 7 する。又は第三項の規定により、自ら行つて、又は第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行ふこととし
 る。

7 による前項各号に掲げるもののほか、行使に必要事項は、厚生労働省令で定める。

第百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五條の規定に依り、その例によるものとして、三十万円以下の罰金に処する。

二 第九十五條の規定に依り、その例によるものとして、三十万円以下の罰金に処する。

三 第九十五條の規定に依り、その例によるものとして、三十万円以下の罰金に処する。

四 第九十五條の規定に依り、その例によるものとして、三十万円以下の罰金に処する。

四 第九十五條の規定に依り、その例によるものとして、三十万円以下の罰金に処する。

(基金の給付)

第百二十五条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第一条の目的を達成するため、加入員の老齢に關して必要な給付を行なうものとする。

（準用規定）

第百三十四條の二 第八十八條の規定は、加入員について、第九十五條、第九十六條第一項から第五項まで、第九十七條及び第九十八條の規定は、掛金及び第九十三條において準用する第二十三條の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十八條及び第九十七條第一項中「保険料」とあるのは「掛金」と、第九十六條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第九十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、「前条第一項」とあるのは「第九十四條の二において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

2 基金は、前項において準用する第九十六條第四項の規定により国税滞納処分例により処分をしようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（連合会）

第百三十七條の二の五 基金は、第百三十七條の第十七第一項に規定する中途脱退者及び解散基金加入員に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

（解散基金加入員に係る措置）

第百三十七條の二十九 連合会は、その会員である基金が解散したときは、当該基金の解散基金加入員に係る第九十五條の二に規定する責任準備金に相当する額を当該解散した基金から徴収する。

（準用規定）

第百三十七條の二十一 第十六條及び第二十四條の規定は、連合会が支給する年金及び一時金を受ける権利に關して、第十八條第一項及び第二十二條及び第二十九條の規定は、連合会に關して、第五項までの規定は、連合会が支給する年金に關して、第十九條の規定は、連合会が支給する年金に關して、第二十五條、第七十條及び第七十一條第二項の規定は、「連合会」と、第二十四條中「老齡基礎年金」とあるのは「連合会が支給する年金」とあるものとする。

の者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者は、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡によつて請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡によつて遺族厚生年金の支給を停止した被保険者又は被保険者であつた者の子とみなす。

3 第一項の場合において、死亡した被保険者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者が、自己の名で、死亡するべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の保険給付を受けるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につき支払したものとみなす。

5 未支給の保険給付を受けるときは、その一人に對してした支給は、全員に對してしたものとみなす。

第五十八條 (受給権者)

その者の遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、死亡の日に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 た被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつた被保険者を含む)が、死亡したとき。

二 より被保険者であつた者が、死亡したとき。

三 障害等級の初診日かつた者が、死亡したとき。

四 老齢厚生年金の受給権者又は被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病にかつた場合において、同項第四号にも該当するときは、被保険者又は被保険者であつたとき。

2 前項の場合にかつ、同項第四号にも該当するときは、被保険者であつた者が、死亡したとき。

3 前項の場合にかつ、同項第四号にも該当するときは、被保険者であつた者が、死亡したとき。

4 前項の場合にかつ、同項第四号にも該当するときは、被保険者であつた者が、死亡したとき。

5 前項の場合にかつ、同項第四号にも該当するときは、被保険者であつた者が、死亡したとき。

(遺族)

第五十九条 遺族厚生年金を受け、遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、

て、行方不明となつたときは、この条において、失蹤の宣告を受けた被保険者であつた者にあつた

し、行方不明となつたときは、この条において、失蹤の宣告を受けた被保険者であつた者にあつた

一、夫又は父が、被保険者であつたときは、この条において、失蹤の宣告を受けた被保険者であつた

二、子又は孫が、被保険者であつたときは、この条において、失蹤の宣告を受けた被保険者であつた

満期又は障害等級にかかわらず、父は二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未

二、前項の規定にかかわらず、父は二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未

る、遺族厚生年金の受給権を取つたときは、孫は、配偶者、子又は父が、祖父母は、配偶者

三、被保険者又は被保険者であつた者が、出生したときは、第一項の規定の適用

計を維持して、将来にむかひ、その子は、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持して、

四、第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持して、

第七（標準報酬の改定又は決定）
額を有する対象期間に係する被保険者期間は、各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める

一、額が当該改定者の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬

一月額が当該改定者の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬

一、から改定割合（按分割合を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同

二、第二号改定者の標準報酬月額（標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

者（労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

二、厚生労働大臣は、標準報酬月額を有しない月にあつては、零）に、第一号改定

5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

第八（保険料の負担及び納付義務）
第十二条は、被保険者及び納付義務者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

3 2 第八（保険料の源泉控除）
及び被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額

第八（保険料の源泉控除）
第十四条の標準報酬額は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべ

2 は、前月の及びその月の標準報酬額に係る保険料（被保険者がその事業所又は船舶に使用されなくなつた場合において

3 与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができ、被保険者の負担すべき標準報酬の控除額を被保険者に通知しなればならない。

第八（保険料の繰上徴収）
第十五条は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合、滞納処分を受けるとき。
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
ロ 強制執行を受けるとき。
ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。
ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人たる納付義務者が、解散をした場合

三 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し

四 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し

、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合

第八十六條（保険料等の督促及び滞納処分）
を指定して、これを督促しなければならぬ。ただし、前條の規定により保険料を徴収するときは、この

2 限りでない。
る。前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を發す

3 3 6 （略）

第八十七條（延滞金）
前條第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日か

ら保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（当該期限の翌日か
徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認めら
れる場合は、この限りでない。

一 保険料額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため
、公示送達の方法によつて督促したとき。

6 2 5 （略）
、いて、第四十條の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。この場合にお
、年七・三パーセント）とあるのは、年十四・六パーセントとする。

第八十六條（保険料等の督促及び滞納処分）
による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、この章、次章及び第七章において同じ。）の規定
ない。前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を發す

- る。
- 3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第百八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができない。
- 4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。ただし、第八十五条各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 5 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
- 一 金の第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金の納付しないとき。
- 二 第八十五条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。
- 6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができなければならない。場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しな

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（抄）

附 則

第十九条（国民年金の保険料の免除の特例）
 第一号被保険者期間が、四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までは、第一号被保険者期間があつたとき、厚労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間の規定にかかわらず、規定による改正後の国民年金法第九十条第一項の規定にかかわらず、国民年金の保険料に「若しくは第九十条第二項の規定にかかわらず、」を挿入する。

4 3

国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

三二 一はに規請条る法は被 三二 一りを全を既
る令でこの係定の期あ第一間第九厚保平事 以下十年令で当でない。を除く。を全を既
三二 一はに規請条る法は被 三二 一りを全を既
る令でこの係定の期あ第一間第九厚保平事 以下十年令で当でない。を除く。を全を既
る令でこの係定の期あ第一間第九厚保平事 以下十年令で当でない。を除く。を全を既

2

国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

国民年金法第九十条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

◎ 船員保険法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

第三百三十二條（保險料等の督促及び滞納処分）

第一項を除き、以下「保険料等」という。）による徴収金（第五百五十三條の二第一項及び第五百五十三條の六）が疾病任意継続被保険者である場合又は第四十七條、第五十五條第二項及び第七十一條第二項（第七十條第三項において）の場合には、これを督促しなればならない。ただし、前條の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2（略）

第三百三十三條（延滞金）

限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの期間に及び協会は、徴収金額に、納期は、年七・三パーセント（の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する）は、この限りの各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合、は、この限りでない。

1 徴収金額が千円未満であるとき。
 2 納期を繰り上げて徴収するとき。
 3 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によつて督促をしたとき。

2（略）

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

第五十五條（督促及び滞納処分）

この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して

2、これを督促することができる。
（略）

第五十六条（延滞金）
前条第一項の規定によつて督促をしたときは、基金は、徴収金額に、納付期限の翌日から徴収に係るものでは財産差押えの当日の前日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、この限りでない。
2、納付期限の翌日から徴収するときは、この限りでない。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）

第三十条（督促及び延滞金の徴収）

2、前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、この限りでない。
3、前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、この限りでない。
4、前項の規定によつて督促をしたときは、事業団は、この限りでない。
（略）

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

附 則

第二（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収）
 十、前項の期限を指定して、督促は、掛金は負担金の納付を督促しなければならぬ。この場合において、督促により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

第三（略）
 第四、第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した付期限の翌日から三月を経過する日までの期間に於いては、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるときは、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

第四百（督促及び延滞金の徴収等）
 第一項の規定による督促は、督促しなればならない。掛金又は負担金を滞納した団体に対し、期限を指定して、そのすべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。督促状により指定すべき期限の規定によつて督促したときは、掛金又は負担金の額に、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金若しくは負担金の額が千円未満であるときは、又は延滞につきやむを得ない事情があることを認められるときは、この限りでない。

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（督促及び滞納処分）

第二十七条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2・3 （略）

（延滞金）

第二十八条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2・5 （略）

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）

（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 （略）

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）（抄）

（児童扶養手当法の準用）

第十六条 児童扶養手当法第五条の二、第八条、第二十二條から第二十五條まで及び第三十一條の規定は、手当について児童扶養手当法第五條の場合の二、第八條、同法第八條第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは、「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障

第五十七條（存続組合に係る費用の負担）
第五十七條 存続組合は、附則第二十五條第三項各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法第一條に規定する法人であるもの及び施行日以後同條に規定する法人から権利義務を承継した法人のうち政令で定めるもの並びに存続組合（以下「旧農林漁業団体等」と総称する。）から、毎月特例業務負担金を徴収する。
2（略）

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）（抄）

第二十二條（不正利得の徴収）
第二十二條 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
2（略）

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（抄）

第三十一條（不正利得の徴収）
第三十一條 偽りその他不正の手段により年金生活者支援給付金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
2（略）

◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。（抄）

第四百四十条 号)の一部分を次のように改正する。
第四百四十一条から第十條までを次のように改める。
第四條から第十條までを削除する。
第十一條第二項から第四項までを削る。
(略)

第百四十一條 (厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六條の納付の特例等に関する法律(以下この条において「改正前厚生年金特例法」という。)第四條から第六條までの規定は、第十條並びに第十四條第二項及び第三項の規定は、改正前厚生年金特例法第七條から第十條まで並びに第十四條第二項及び第三項の規定は、なおその規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第八條(略)

◎ 日本年金機構法 (平成十九年法律第百九号) (抄)

第三十八條 (略)
第二十四條 (略)
第五項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供することによつて、本人(当該個人情報を利用して識別される特定の個人をいう。)以下この項において同じ。)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一・二 (略)
次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて

、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。
イ）ト）（略）

6
（略）
10
（略）

◎ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

2 第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。
2
（略）

◎ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（名称の特例）

2 第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。
2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

◎ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

◎ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十條 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第八十三條 大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第二 大学の發展に寄与するものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）

附 則

第十八條（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齡基礎年金の特例）

一 除く。国民年金法第九十條の三第一項の規定により納付することとなつたときは、国民年金の被保険者を有するに至つたことにより、該各号のいづれに該当するかを要しないものとすこととする。

二 前項の規定による老齡基礎年金の支給要件に該当するものとして、その者に老齡基礎年金を支給することとされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）を合算した額に、該期間が、二十五年以上であること。

三 前項の規定による老齡基礎年金の支給要件に該当するものとして、その者に老齡基礎年金を支給することとされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）を合算した額に、該期間が、二十五年以上であること。

四 前項の規定による老齡基礎年金の支給要件に該当するものとして、その者に老齡基礎年金を支給することとされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）を合算した額に、該期間が、二十五年以上であること。

五 前項の規定による老齡基礎年金の支給要件に該当するものとして、その者に老齡基礎年金を支給することとされたものを含む。）及び合算対象期間（同条第四項及び第五項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）を合算した額に、該期間が、二十五年以上であること。

3 額を第一項の規定による。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

4 該規定に定める額は、この限りでない。第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、同項ただし書に

5 附則第十四条第三項及び第四項並びに第十六条第一項の規定は、前二項の場合に準用する。

6 同条第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、

7 新国民年金法附則第七条第二項の規定は、第一項第一号に規定する合算対象期間の計算について準用する。

老齢基礎年金の受給権を取得したときは、消滅する。老齢年金の受給権は、受給権者が第一項の規定による

◎ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

第九（利子税の割合の特例）

一 定に、かかる各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合とする。

二 前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付利率の平均率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）の端数に係る）を切り捨て、十二で除して各年の前年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年

3 一パーセントの割合を加算した割合をいう。
(略)

第九十四条 (延滞税の割合の特例)

2 四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、この第一項第三号に規定する延滞税の年十パーセントの割合を算した割合とし、十四パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。
(略)

◎ 日本銀行法 (平成九年法律第八十九号) (抄)

第十五条 (権限)

2 一 係る第三十三條第一項第一号の手形の割引に係る事項は、委員会の議決による。
二 係る手形の種類及び条件の決定又は変更
(略)

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法 (抄)

第八十五条 (第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収)
第一号改定者又は特定被保険者の標準報酬の改定が行われたときは、当該第一号改定者又は特定被

2 意をした事業主を含む。」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使
用される加入員である被保険者」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それ
・ 3 読み替えるものとする。
(略)

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりな
その効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業
年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

第百十三条 政府は、厚生年金基金の責任準備金相当額の徴収等）

2 とき、又は前条第四項の規定により解散の認可があつたものとみなされた
と、又は前条第四項の規定により解散の認可があつたものとみなされた
た厚生の年金基金又は当該消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金（以下「解散厚生年金基金等」
という。）から徴収する。
2 前項の場合において、政府が解散厚生年金基金等から徴収する徴収金は、厚生年金保険法第八十五条の
二の規定により政府が解散した連合会から徴収する徴収金とみなして、同法第八十六条第一項、第二項及
び第四項から第六項まで、第八十七條第六項、第八十八條、第八十九條、第九十一条から第九十一条の三
まで、第九十二条第一項及び第三項、第二百二條第二項、第二百三條の二並びに第二百四條の規定を適用する。

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第一項から第四項の規定によりな
のとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（抄）

2 第百六十四條（準用規定）
第八十六條（略）
第八十九條までの規定は、前項において準用する第四十條の二の規定及び第百六十一條

第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六條第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第八十七條第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「連合会」と、同條第六項中「第四十條及び第八十五條の二及び第八十一條第一項」と読み替えるものとする。

◎ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第四百四十一條の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

第五條（未納掛金の納付等）

第五條 基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合には、当該特例対象加入員を使用していた前條第一項に規定する事業主（当該事業主の承継者）及び当該基金の設立事業所は、事業主であるものを除く。以下この項において「事業承継事業主」という。及び当該事業主である個人を含む。以下「対象設立事業主」という。は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主であった個人承継事業主について、未納掛金に相当する額。次項及び次條第一項第一号ロにおいて同じ。）を納付することができる。

2 基金は、対象設立事業主に対して、未納掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 基金は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合において、前項の役員であった者に対して、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 前條第一項の未納掛金に係る期間のすべてを納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対して、前條第一項の未納掛金に第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、前條第一項の未納掛金等とすることができる。）を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対して、前條第一項の未納掛金又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合には、基金が定め

9 8 る納期限までに、同項に規定する未納掛金等を納付しなければならぬ。
13 前項の場合において、未納掛金に相当する額は、基金の掛金の例により徴収する。
(略)

第8条 (特例掛金の納付等)

2 第八條 連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合には、当該特例対象解散基金加入員を使用し、又は使用していた前条第一項に規定する事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「解散した基金の対象設立事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金として、未納掛金に相当する額を納付することができる。
3 連合会は、解散した基金の対象設立事業主に對して、前項の特例掛金(以下「特例掛金」という。)の納付を勧奨しななければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

第3条 (略)

4 連合会は、第二項の規定による勧奨を行うことができず、前項の役員であった者に對して、特例掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

第5条 (略)

6 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、未納掛金に係るすべての期間に係る特例掛金を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に對し書面により申し出ることができる。

7 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合に、前項の場合に定めるところにより、特例掛金は、基金の掛金の例により徴収する。

9 8 前項の場合において、特例掛金は、基金の掛金の例により徴収する。
13 (略)

◎ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)(抄)

第九條 (通報等を受けた場合の措置)
市町村は、第七條第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐

待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他の当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者又は届出による高齢者虐待の生じているおそれがある等と認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる高等適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

◎ 児童手当法（昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号）（抄）

2 第二十条の徴収方法）
（略）
2 徴収金の徴収の例による。

◎ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）

（不正利得の徴収）
第六条 偽りその他不正の手段により保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金のうち、保険給付遅延特別加算金に係るものは厚生年金保険法の規定の例により、給付遅延特別加算金に係るものは国民年金法の規定の例により徴収する。

◎ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

3 2 第
 ・その税面算のり消た一六(延
 4ののがし国納費こと延十(延
 未の免発た税付税と滞五(延
 納除)らと完す等に税の(納
 (略)のにれす納べき(石油納は)者(略)は、
 額おたる。石油石付、は、
 にい日。た日石炭す前、
 年て。た日石炭税法第こ各
 七同以だまの除十七とな
 ・じ下し、の期間の日)第三
 三)の納限の(日)にの項(税
 パ)ま並(日)に納に他政引
 ー)でび(日)に納に他政引
 セ)の期に延納に他政引
 ン)の期に延納に他政引
 ト)の期に延納に他政引
 の間第又六又三物納の許
 割は十は三物納の許
 合を納期第一許、の取
 乗期限の許、の取
 じての許、の取
 計翌、の取
 算日、の取
 したから四項及び第
 額とす。五項(納
 する(納
 日まの猶その取消し
 までの期予の取消し
 の猶その取消し
 期予の取消し
 間等取消し
 にの取消し
 つ場し
 いて係
 は延滞書計